

水源費負担金関連例規

水源費負担金関連例規

○松戸市水道事業給水条例

昭和36年11月15日
松戸市条例第31号
(令和元年10月1日施行)

(水源費負担金)

第32条の3 給水区域において、計画1日最大使用水量が10立方メートル以上の建築物（自己の居住の用に供する専用住宅を除く。）の建築、又は10宅地以上の宅地造成を目的とする事業であって給水を必要とするものを行う者は、第9条の規定による給水装置の新設等の申込みの前に、管理者に水源費負担金（以下「負担金」という。）を納付しなければならない。ただし、土地区画整理事業の施行として当該事業が行われる場合については、この限りでない。

- 2 負担金の額は、計画1日最大使用水量に1立方メートル当たり55,000円を乗じて算出した額とする。
- 3 第1項に規定する規模に満たない建築物の建築又は宅地造成を目的とする事業を行った者が、当該事業による給水装置の新設等の日から3年以内に、当該建築物の増築若しくは用途変更により当該建築物の計画1日最大使用水量が10立方メートル以上となる場合、又は当該宅地に隣接して造成をすることにより併せて10宅地以上の宅地造成となる場合においては、新たに同項の規定に該当する事業を行うものとみなして、第1項の規定を適用する。
- 4 負担金を納付した者は、当該給水装置の新設等の日から3年以内に、当該建築物の増築若しくは用途変更により又は当該宅地に隣接して宅地造成をすることにより計画1日最大使用水量が増加することとなる場合においては、第9条の規定による給水装置の新設等の申込みの前に、当該計画1日最大使用水量の増加分に相当する負担金を納付しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、計画1日最大使用水量の算定その他負担金に関し必要な事項は、管理者が定める。

○松戸市水道事業給水規程

昭和43年4月1日
松戸市水道事業規程第6号
(平成24年4月1日施行)

(水道利用計画書等)

第14条 条例32条の3に規定する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、次条に規定する給水装置工事申込書の提出の前に水道利用計画書（第1号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の水道利用計画書の提出があつた場合において、その計画内容を承認したときは、計画1日最大使用水量等を記載した水道利用承認書（第1号様式の2）を事業者に交付するものとする。

3 前項の計画1日最大使用水量は、管理者が定める業態別使用水量基準に基づき算出するものとする。

第 1 号様式

(用紙規格 JIS A4)
(その 1)

水道利用計画書

年 月 日

(あて先) 松戸市水道事業管理者

申請人 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

松戸市水道事業給水規程第 14 条第 1 項の規定に基づき、次により水道利用計画書を提出します。

受 付 欄	納 付 欄		承 認 欄
年 月 日	納付年月日	年 月 日	年 月 日
第 号	水源費負担金	円	第 号

施設の概要

1 施設の所在地 _____

2 施設の名称 _____

3 施設計画概要

・ 宅地造成 _____

・ 建築物 _____

・ 計画1日最大使用量 _____

4 工事期間

着手予定日 _____年 月 日

完成予定日 _____年 月 日

5 給水開始希望日

_____年 月 日

6 添付図書

(1) 位置図

(2) 配置図

(3) 平面図

(4) その他